

どうして人は、不祥事を起こすのか

「不祥事を起こすのはその人の倫理観が足りないからだ」と片づけていませんか。不祥事を起こした人の一連の行動について、そのような行動をとるに至った背景や要因に着目すれば、不祥事を防止するためのヒントが見えてくるかもしれません。



どうして不祥事は起きるのかな。不祥事を起こすために公務員になった人はいないはずなのに…。

そうだね。不祥事を起こした人の心理やその背景を知ると、不祥事防止のヒントが得られるかもしれないね。



これを見て。この資料（次頁）に不祥事を起こした人の「事後の発言」が載っているよ。仕事のミスでも使いがちな言い訳だね。

こんな言い訳、自分もよく言っているなあ…。



（解説）

どうして人は不祥事を起こすのでしょうか。

社会学者のマルセル・モースは、人を理解するには、生理学・心理学・社会的な観点が必要だと指摘しました。人は生き物であり、心を持っており、社会の一員だからです。

不祥事は、たった一つの原因で起きるものではありません。不祥事を起こした人の行動の背景には、様々な要因が複合的に影響を与えています。

「不祥事を起こすのはその人の倫理観の問題」で思考停止をせず、不祥事を起こした人の行動に影響を与えたかもしれない要因やその背景について考えれば、同様の不祥事を起こさないためのヒントになるはずです。

また、その不祥事を起こした人の行動や発言を知り、自分自身を振り返れば、「自分もまた不祥事の当事者になってしまうかもしれない」と意識を高めることができます。







誇りを胸に

考えてみよう

- 次頁資料「当事者の事後の発言」欄の中で、自分もよく使う発言はありますか
- 同僚の不適切な行為を見て見ぬふりをする時に使う言い訳はどのようなものですか

◆ 岡山県教育委員会資料「新たな視点による不祥事の種類」

新たな視点による不祥事の種類 (原因別分類表)

類型	学習不足型 (知らなかった型)	自己中心 (自分特別視) (これぐらいなら型)	確信犯型 (わかってやっている型)	合理化型 (その場しのぎ型 破れかぶれ型 パニック型)	衝動型 (短絡型)	飲酒・習慣的飲酒の 影響
説明	<p>・その行動の及ぼす結果への学習ができていない、学習したが定着していない、あるいは学習しようとしていないタイプ</p>	<p>・「相手に害を与えたわけではない」ように被害者感情を軽視しているタイプ</p> <p>・「つい…」とか「これぐらいならよからう。」と相手や組織への被害を考慮することができない、自己中心的思考を持つタイプ</p> <p>・一般的にはよくないことかもしれないが、自分には認められていると思って行うタイプは「自分特別視型」という言い方もできる。</p> <p>※様々なタイプが混在していると考えられる。</p>	<p>・悪いことだと思いつつも、問題意識が極端に低く、啓発や集団研修を受けても「やったらだめだ」という警告意識が作動しないタイプ</p> <p>・もともと継続性のある場合と、飲酒、疾病等の影響がある場合とに分けられる。</p> <p>※当初別のタイプだったものから移行するケースも見られる。</p>	<p>・葛藤状況を回避・逃避するために、自分を正当化しながら選択した行動が、問題行動だったというタイプ</p> <p>・更に次のような分類ができる。</p> <p>①その場しのぎタイプ 不道徳な行動でその場をしのごう場合</p> <p>②安易・無思考タイプ 安易な方法で自分を保つ場合</p> <p>③パニック・思考停止タイプ パニックになって訳が分からなくなっている場合</p>	<p>・怒りなどの感情から、短絡的に反応した行動を取るタイプ</p> <p>・攻撃性の分類として、「戦略的攻撃性」(指導のために厳しく当たる行動)と「衝動型攻撃性」(相手の行為に対し短絡的にその場で行う攻撃)とに分けられるが、後者がこのタイプに該当する。</p>	<p>・飲酒は脳に影響を及ぼし、その結果、行動に多大な影響が及ぶ。したがって、全てのタイプに影響が上乗せされる。</p> <p>・衝動が顕在化</p> <p>・大目に見てもらおうという期待</p> <p>・動盪いや失念</p>
行為別分類の例	<p>・事務処理の遅滞、書類紛失等</p> <p>・わいせつ事案(生徒指導やネット上の事案に関する知識・経験不足)</p> <p>・飲酒運転・飲酒トラブル(アルコールに関する知識・注意不足)</p> <p>・交通事故(道交法等に関する知識不足)</p> <p>・USB紛失等による情報漏えい(セキュリティポリシー等への理解・注意不足)</p>	<p>・わいせつ事案</p> <p>・のぞき・盗撮</p> <p>・同僚、児童生徒、保護者等に対するセクハラ</p> <p>・体罰(戦略的)</p> <p>・交通違反や交通違反に端を発する事故</p> <p>・USB紛失等による情報漏えい</p>	<p>・性犯罪・性暴力</p> <p>・薬物事犯</p> <p>・飲酒運転</p> <p>・窃盗・横領</p> <p>・ストーカー</p>	<p>・暴力事件(過剰防衛)</p> <p>・手段を選ばない逃亡(万引のあと警備員殴打、事故のあと逃走など)</p> <p>・窃盗・横領(経済的困窮によるもの)</p> <p>・中傷情報の拡散</p>	<p>・体罰</p> <p>・暴力事件</p> <p>・中傷情報の拡散</p>	<p>・酒に酔ってのセクハラ</p> <p>・わいせつな行為</p> <p>・暴力事件等</p> <p>・飲酒運転</p>
当事者の事後の 発言による分類	<p>「そのようなルールがあることを知りませんでした。」</p> <p>「知ってはいましたが、まあいいかで済ませていました。」</p> <p>「研修会で聞いた気がしますが、自分には関係ないと思っていました。」</p> 	<p>「これぐらいならよからうと思っていました。」</p> <p>「相手に危害を加えているわけではないから構わないと思っていました。」</p> <p>「露見することはないだろうと思っていました。」</p> <p>「普段はそんなことは考えないのに、つい、思い付いてそうしてしまいました。」</p> 	<p>「最初は『やってはいけない』と思いましたが、繰り返すうちにやみつきになりました。」</p> <p>「捕まるかもしれない、大ことになるかもしれない、と思いつつもやめられませんでした。」</p> <p>「頭では分かっていますが、気持ちが言うことを聞きませんでした。」</p> 	<p>「捕まらなかつたので、殴ってでも逃げようと思いました。」</p> <p>「家賃滞納など金銭的に苦しかったので、金を早く工面したいと思ってやりました。」</p> <p>「いつの間にかそうしていました。理由もよく分かりません。」</p> <p>「頭が真っ白になって、気付いたら家に着いていました。」</p> 	<p>「生徒にこんなことを言われて、ついカッとなってやっちゃいました。」</p> <p>「〇〇(相手の)ことがどうしても許せませんでした。」</p> 	<p>「はっきりと思い出させませんが、お前がやったんだと言われるのなら、私がやったんだと思います。」</p> <p>「自分では飲み過ぎたつもりはありませんでしたが、今思えばなぜあのような行動を取ったのか、後悔しかありません。」</p> 
発生メカニズム	<p>・知識・訓練・経験不足・不注意・周りのサポートの欠如</p>	<p>・被害はない、自分は悪くない、相手が悪いという自己中心的思考</p> <p>・状況要因(いわゆる「手段」と「場」が揃う)</p>	<p>・本人が有する資質</p>	<p>・危機から身を守るようとする防衛反応の一種</p>	<p>・怒りからの短絡反応</p> <p>・怒りがうっ積して爆発する。</p>	<p>・飲酒に伴う脳への影響により、人格や行動のコントロールを失う。</p>
主な対処法	<p>・適切な業務管理</p> <p>・取扱手順等のマニュアル化等を通じて、正しい知識を学習し、定着させること。</p>	<p>・被害者感情に思いを至らせることによる非意識の醸成</p> <p>・刑罰や社会的制裁など、責任の重さの学習</p> <p>・状況要因が影響する事案は、その要因をできるだけ排除する。(いわゆる「手段」と「場」が揃う状況を作らない。)</p>	<p>・個別の対応(管理職・同僚の関わり等)</p>	<p>・危機やストレスへの適切な対処法</p> <p>・個別の対応(管理職・同僚の関わり等)</p>	<p>・怒りのコントロール法の学習</p>	<p>・飲酒の仕方のコントロール</p> <p>・周囲のサポート</p>
<p>・環境の整備(校内ルールの策定・周知・徹底、施設・設備の整理・整備、相談窓口等の設置・周知)</p> <p>・同僚・管理職等の気付き・関わり</p>						

※岡山県教育委員会に御提供いただきました

◆ 事故者や周囲の人間の発言例

(注) 実際の発言を拾ったものではありません

(事故者の発言例)

- ・「これは悪いことではない」「疑問にも思わない」
- ・「ルールは破っていない」「法律に禁止と書いてあるのか」
- ・「これまでも同じようにしてきた」「周りの人間も同じことをしている」
- ・「これぐらいならいいだろう」「誰も傷つけないだろう」
- ・「自分ならこれぐらいは許されるだろう」「自分は失敗しない」
- ・「自分は悪くない」「相手も望んでいる」「相手にも非がある」
- ・「これは必要悪だ」「多少のことはやむを得ない」
- ・「忙しいから…仕方ない」「苦しいから…仕方ない」
- ・「バレないだろう」「露見することはないだろう」
- ・「我慢できない」「ダメだと思ったが…」
- ・「むしろ良かれと思って」「児童生徒のために」「組織・上司・同僚のために」
- ・「これを禁止するのは非効率だ」「面倒くさい」
- ・「何も覚えていない」「頭が真っ白になった」「無意識だった」
- ・「カッとなった」「許せない」「腹立たしい」
- ・「チャンスだ」「今しかない」
- ・「どうなっても構わない」「なにもかも無茶苦茶になれ」

(周囲の発言例)

- ・「何も悪いことではない」「疑問にも思わない」
- ・「大したことではない」「よくあることだ」「騒ぎになる話ではない」
- ・「これは必要悪だ」「多少のことはやむを得ない」
- ・「勘違いかもしれない」「不適切とは断定できないのでは」
- ・「自分には関係がない」「あの人の勝手だ」
- ・「関わるのは面倒だ」「トラブルはごめんだ」「騒ぎになったら大変だ」
- ・「逆恨みが怖い」「忙しいから関わる暇はない」
- ・「どうしたらよいか分からない」「自分には解決できない」

不祥事を起こしたのはストレスが原因？

不祥事を起こした教職員に事情を聞くと、「ストレスが溜まっていてむしゃくしゃしてやってしまった」と弁明することが多々あります。しかし、ストレスがなければ本当にやらなかったかどうかは実は定かではありません。

とっている行動は同じでも、どうしてその行動をとってしまうのかは、人によって異なります

例えば、体罰の場合。仕事のストレスが溜まっていたから、子供の態度にイラっとしたから、そのような理由で体罰をしてしまう教員もいれば、子供の将来のために何とか態度を改めてあげたかった、という理由で体罰をしてしまう教員もいます。

そして、理由が違えば、その行動を止める方法も違ってきます。

前者であれば、そのモヤモヤした気持ちを、上手に解消する方法を探ります。いわゆる「ストレス解消」です。なお、気晴らしだけがストレス解消法ではありません。「今の状況を別な面から見直して良い面を探す」「一旦あきらめる」など、物事の捉え方を変えるのも、有用なストレス解消法です。色々な引き出しを持っておく（対処レパートリーを増やす）ことが大切です。

後者であれば、管理職や同僚が「体罰をしてはいけない」と指導するだけでは、「じゃあ、乱暴な子供をどうやって指導したらいいの？」「体を張ってやっているのはこっちだよ」となってしまいます。その者にとってどういう結果が理想だったのか、その理想を実現する方法は別になかったのか、具体的に聞き取りながら、より適切な指導方法を前向きに考えていくことが必要です。

過度な飲酒に起因する不祥事

飲みすぎは、普段真面目に仕事に取り組んでいる者でも容易に道を踏み誤らせる危険があることから、注意を払うべき問題です。

実際、過度な飲酒で正常な判断力を失い、痴漢、窃盗、飲酒運転などの不祥事を起こしてしまう事案が後を絶ちません。

適度な飲酒はストレス解消に効果的ですが、過剰にアルコールを摂取すれば、正常な判断力に悪影響を及ぼす恐れがあります。県教育委員会では研修資料として「お酒との上手なつきあい方」を配布しています。この資料も参考に、自分の飲酒習慣を考えてみるのも有意義です。

お酒との上手なつきあい方

お酒には、適量を楽しむ効果は、ストレスの解消につながるったり、人間関係を円滑にしたりするなどの効果があります。

しかし、多量のお酒を飲み、酔っ払いになると、判断能力を失って様々な危険を引き起こす恐れがあります。アルコールの過剰な摂取が原因で不祥事を起こしてしまう危険もあります。自らの「健康」と、教職員としての「信頼」を失わないために、お酒との上手なつきあい方を皆さん自身が考え、実行してください。

健康への影響
お酒の飲み過ぎが続くと、次のような健康被害を心身に及ぼす危険があります。

●肝臓病 ※脂肪肝、肝硬、肝臓がんなど。	●消化器系の疾患 ※胃炎、胃がんなど。	●生活習慣病 ※糖尿病、高血圧、脂質異常症など。
●がん ※食道がん、咽頭がん、喉頭がん、肺がん、膵臓がん、胆管がん、胆嚢がん、など。	●脳や心臓の疾患 ※脳卒中、心臓病、認知症など。	●依存症と精神障害 ※アルコール依存症、精神障害、うつ病など。

① どのくらいのお酒を飲めば、健康に影響が出てくるのですか？
② 一日平均で、ビールで何人分(500ml×3)に相当する量を飲むと、アルコール依存症に陥ると、判断能力やアルコール依存症などに陥る危険があります。(※アルコール依存症とは？)

県教育委員会が推進する酒飲適量づくりの目標「健康日本21」では、「自家醸造の発泡性酒類」は、「一日平均で、ビール中瓶(1人1人に相当する量のアルコール量とされています。)90g」。

<新設>過度な飲酒量の目安 純アルコール量 20g

ビール	5%	200ml	20g
日本酒	15%	100ml	15g
焼酎	25%	80ml	20g
ウイスキー	40%	50ml	20g
ワイン	12%	160ml	19g
紹興酒	15%	130ml	19g

※100%アルコール含有量は、純アルコール量です。

埼玉県教育委員会作成資料 「お酒との上手なつきあい方」

※本テキスト P101 に掲載。
県ホームページ「不祥事根絶ポータルサイト」
でもダウンロードできます